

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 木津川市 (262145) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 相楽南部 (大里、曾根山) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6 年 9 月 17 日 (第 5 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業後継者がいない。
- ・米作は機械の更新、肥料・農薬・燃料の値上がりにより、赤字経営となり続けることが困難である。
- ・米価が今のままであるなら栽培面積を少なくし、保全管理を増やした方が金銭的負担が少なくなる。
- ・法人等に委託すると土地の売買ができなくなりまとまらない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地を集約し大規模化。また、新規参入者の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 61.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 58.9 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 市街化農地が多いが農用地については農地中間管理機構の活用により担い手への農地集積を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 既存担い手や新規就農者等の経営意向を踏まえ集積・集約化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| スピードアップを図るという観点からも、まとまった地域(可能な地域)から取組を進める。 |

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政やJA等と連携し、地域内外から新たな経営体を確保するため、農地の斡旋、営農・経営指導など定着までの支援を展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①ジャンボタニシやアライグマ等の有害鳥獣に対する被害防止対策の検討。
- ②JAの協力により、特別栽培米への取組。
- ③スマート農業の検討。
- ⑦現在耕作している農地への対策。
- ⑧ライスセンター等の設置の検討。